

1 土 地

1 位 置

本県は北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出している。地形は、南西から北東に向かって細長く、東西100.0軒、南北198.3軒、海岸線は約657.2軒の延長を有し、面積は4,196.25平方軒で、その面積順位は全国中第34位となっている。

現在金沢市ほか7市26町7村から成っている。

県 庁 所 在 地 金沢市広坂2丁目1番1号 東経 136° 40′ 北緯 36° 33′

経緯度極点	東 端	珠洲市三崎町字小泊小字長手崎	東経 137° 22′	北緯 37° 26′
	西 端	加賀市塩屋町字堀切	東経 136° 14′	北緯 36° 17′
	南 端	石川郡白峰村小字赤兎山	東経 136° 41′	北緯 36° 04′
	北 端	輪島市海士町所属舳倉島	東経 136° 55′	北緯 37° 51′

2 沿 革

(1) 明治以前

上代における裏日本の北半は、漠然たる意味でコシの国と総称せられ、現在の加賀・能登の二国は江沼、賀我（加宜）、羽咋、能等の4国に分けられ各々国造を置いて分治されていた。

大化以降、加賀・能登の二国は越前に属していたが、天平宝字元年能登の国が分立し、次いで弘仁14年加賀の国が分置され、国司によって政治が行われた。その後国司の租税横領等による地方政治の紊乱は、次第に地方の秩序を失うところとなり、豪族の武士化の因となった。

源平時代から承久の乱に至る期間の二国は唯、一大勢力の北来南去の道程となったに過ぎず、土地の豪族は源平に次いで北条氏に従ってその所領の保全を図った。続いて足利時代に至る公武斗争の時代には、加賀の守護富樫氏および国守の二条氏は、その地の土豪とともに夫々北朝、南朝に分かれて争った。

文明3年、本願寺の僧蓮如は叡山僧兵の暴挙を越前に避け、吉崎を中心に専修念仏の教養をひろめるにおよんで、加賀の本願寺門徒は次第にその勢力を増し遂に一揆となり、長享2年時の守護富樫政親を倒し、ここに一国の政権は本願寺の坊官と土豪の手に移り、爾後90余年にわたり政教混淆の集団によって政治が行われるという、わが国史上稀有の奇観を呈した。

一方能登は地頭の長信連が守護畠山氏を補佐して政権を握っていたが、上杉謙信の能登遠征によって畠山氏が滅亡するにおよび織田氏に従い、次いで前田氏の重臣となった。

天正8年、織田信長は、柴田勝家、前田利家に命じて一向一揆を平定せしめ、その功によって柴田の臣佐久間盛政に石川・河北の北加賀二郡を与え、翌年前田利家に能登を与えてその領主とした。

天正11年柴田氏は、豊臣氏と争って敗れ、佐久間氏も、また亡んでその所領たる二郡は豊臣氏から前田氏に与えられた。

翌12年前田氏は富山城の佐々成政を破って礪波・婦負・射水の越中3郡を併せ、また、二世利長の時、慶長5年関ヶ原の功によって、徳川氏から南加賀二郡を与えられた。ここにおいて明治維新まで270年にわたる前田藩政の礎は、確固として定まったのである。

(2) 藩県の廃置分合

藩 政 末 期	明治2年 6月17日	明 治 4 年		明治5年 9月25日	明 治 9 年		明治14年 2月7日	明治16年 5月9日	自明治16年 至昭和53年
		7月14日	11月20日		4月18日	8月21日			
加 賀	大聖寺藩 (支藩)	江沼郡 能美郡一部 能美郡大部 石川郡 河北郡	加 賀	大聖寺藩—大聖寺県	金 沢 県 明治5年 2月2日 石川県に 改む	石 川 県	石 川 県	石 川 県	石 川 県→
藩	富 山 藩 (支藩)	新川郡一部 婦負郡	越 中	富 山 藩—富 山 県	新 川 県	新 川 県	石 川 県	石 川 県	富 山 県→
							越 前	坂井、南条 丹生、足羽 大野、今立 吉田の七郡	福 井 県→

(3) 市郡町村の分離合併（明治22年4月1日以降）

	金 沢 市
明治22年4月1日	市制実施に伴い金沢区534町（野町1丁目外533町）を市とす
大正14年4月1日	石川郡野村を市域に編入す
大正14年4月10日	石川郡弓取村を市域に編入す
昭和10年12月16日	石川郡大野町、富樫村、米丸村、鞍月村、潟津村、粟ヶ崎村を市域に編入す
昭和11年4月1日	石川郡崎浦村、三馬村、河北郡小坂村を市域に編入す
昭和18年10月1日	石川郡戸板村を市域に編入す
昭和18年12月1日	石川郡金石町、大野村、二塚村を市域に編入す
昭和22年5月1日	河北郡三谷村字釣部を市域に編入す
昭和24年6月1日	河北郡川北村を市域に編入す
昭和29年7月1日	石川郡額村、安原村、内川村、犀川村、湯湧谷村を市域に編入す
昭和31年1月1日	石川郡押野村を市域に編入す
昭和32年4月5日	河北郡浅川村を市域に編入す
昭和32年4月10日	御経塚町、野代町、押越町、押野町の一部を、石川郡野々市町へ編入す
昭和37年6月1日	河北郡森本町を市域に編入す
昭和43年4月1日	金沢市の一部と石川郡野々市町の一部とを交換
昭和44年3月1日	金沢市の一部と石川郡野々市町の一部とを交換
昭和52年6月1日	金沢市の一部と石川郡鶴来町の一部とを交換
	七 尾 市
昭和14年7月20日	七尾町、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村を廃しその区域及び和倉町の内字和倉、字奥原の区域をもって七尾市を置く
昭和29年3月31日	鹿島郡北大呑村、崎山村、南大呑村、高階村を市域に編入す
	小 松 市
昭和15年12月1日	能美郡小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村、粟津村を廃し、その区域をもって小松市を置く
昭和30年4月1日	江沼郡八田野村、那谷村、月津村（字柴山を除く。）、能美郡中海村を市域に編入す
昭和31年9月30日	能美郡金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、国府村（字遊泉寺、鶴川、立明寺、埴田、古府、小野、河田、里川、上八里、下八里）を市域に編入す

昭和50年6月1日 小松市の一部と加賀市の一部とを交換
昭和50年9月1日 小松市の一部と加賀市の一部とを交換
昭和52年5月1日 小松市の一部と加賀市の一部とを交換
昭和52年9月1日 小松市の一部と加賀市の一部との交換

輪 島 市

昭和29年3月31日 鳳至郡輪島町、西保村、大屋村、河原田村、鵠巣村、南志見村、三井村を廃し、その区域をもって輪島市を置く

昭和31年9月30日 鳳至郡町野町を市域に編入す
昭和52年5月1日 輪島市の一部と鳳至郡柳田村の一部とを交換

珠 洲 市

昭和29年7月15日 珠洲郡飯田町、宝立町、正院町、上戸町、若山村、直村、三崎村、西海村、蛸島村を廃し、その区域をもって珠洲市を置く

加 賀 市

昭和33年1月1日 江沼郡大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村、塩屋村を廃し、その区域をもって加賀市を置く

昭和35年7月1日 江沼郡山中町の河南町、別所町、荒木町を市域に編入す
昭和50年6月1日 加賀市の一部と小松市の一部とを交換
昭和50年9月1日 加賀市の一部と小松市の一部とを交換
昭和52年5月1日 加賀市の一部と小松市の一部とを交換
昭和52年9月1日 加賀市の一部と小松市の一部とを交換

羽 咋 市

昭和33年7月1日 羽咋郡羽咋町を市とす
昭和41年8月1日 羽咋郡志雄町の一部を市域に編入す
昭和47年5月1日 羽咋市の一部と鹿島郡鹿西町の一部とを交換
昭和50年9月1日 羽咋市の一部を羽咋郡志賀町に編入

松 任 市

昭和45年10月10日 石川郡松任町を市とす

江 沼 郡

大正2年2月15日 山中村を町とす
大正2年3月10日 山代村を町とす
昭和5年1月1日 黒崎村、橋立村を廃し、その区域をもって橋立村を置く
昭和10年6月15日 福田村を廃し、大聖寺町に編入す
昭和17年5月5日 庄村を廃し、山代町に編入す
昭和17年11月3日 作見村、塩津村を廃し、その区域をもって片山津町を置く
昭和22年11月3日 動橋村を町とす
昭和27年6月10日 橋立村を町とす
昭和29年3月10日 瀬越村を廃し、大聖寺町に編入す
昭和29年3月31日 篠原村を廃し、片山津町に編入す
昭和29年11月3日 分校村、動橋町を廃し、その区域をもって動橋町を置く
昭和30年1月20日 山代町、勅使村、東谷口村を廃し、その区域をもって山代町を置く
昭和30年4月1日 月津村（字柴山）を片山津町に編入す
昭和30年4月1日 山中町、河南村、西谷村、東谷村、東谷奥村を廃し、その区域をもって山中町を置く
昭和30年4月1日 矢田野村、那谷村、月津村（字柴山を除く。）を小松市に編入す
昭和33年1月1日 大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木村、三谷村、南郷村、塩屋村を廃し、その区域をもって加賀市を置く
昭和35年7月1日 山中町の河南町、別所町、荒木町を加賀市に編入す

能 美 郡

明治24年11月24日 粟生村（字三道山、字東任田、字西任田、字吉光、字赤井）、湊村（字吉原）を

明治40年8月5日 湯野村、長野村、寺井村を廃し、その区域をもって寺井野村を置く
明治40年8月5日 福江村、江島村、釜屋村を廃し、その区域をもって根上村を置く
串村、末佐美村、今江村を廃し、その区域をもって御幸村を置く
本折村、浅井村、蓮江村を廃し、その区域をもって苗代村を置く
木津村、粟津村を廃し、その区域をもって粟津村を置く
瀬谷村、大杉村を廃し、その区域をもって大杉谷村を置く
別宮村、河野村、吉原村を廃し、その区域をもって鳥越村を置く
里川村、古河村、国造村を廃し、その区域をもって国府村を置く
千針村（字金屋を除く。）高田村、田川村を廃し、その区域をもって板津村を置く
中島村、草深村、砂川村を廃し、その区域をもって川北村を置く
園江村、沖杉村、千針村（字金屋）を廃し、その区域をもって白江村を置く
山口村、宮内村を廃し、その区域をもって山上村を置く

大正15年6月1日 寺井野村を町とす
昭和9年4月1日 根上村を町とす
昭和15年12月1日 小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村、粟津村を廃し、その区域をもって小松市を置く
白峰村、尾口村、鳥越村を分離し石川郡へ編入す
湊村、石川郡美川町、蝶屋村を廃し、その区域をもって石川郡美川町を置く
中海村を廃し、小松市に編入す
寺井野町、粟生村、吉田村（字三道山、吉光、東任田）久常村（字河原新保、秋常、末寺）を廃し、その区域をもって寺井町を置く
吉田村（字吉原、西任田、赤井）を廃し、根上町に編入す
山上村、久常村（字徳久、高座、下清水、上清水、北市）、国府村（字和気、鍋谷、金剛寺、坪野、寺畠、館、仏大寺）を廃し、その区域をもって辰口町を置く
金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、国府村（字遊泉寺、鶴川、立明寺、埴田、古府、小野、河田、里川、上八里、下八里）を廃し、小松市に編入す
辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
川北村の一部と石川郡鶴来町の一部とを交換
辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
石川郡松任町の一部を川北村に編入す

昭和24年6月1日 寺井野町、粟生村、吉田村（字三道山、吉光、東任田）久常村（字河原新保、秋常、末寺）を廃し、その区域をもって寺井町を置く
昭和29年11月1日 吉田村（字吉原、西任田、赤井）を廃し、根上町に編入す
昭和30年4月1日 山上村、久常村（字徳久、高座、下清水、上清水、北市）、国府村（字和気、鍋谷、金剛寺、坪野、寺畠、館、仏大寺）を廃し、その区域をもって辰口町を置く
昭和31年9月30日 金野村、西尾村、新丸村、大杉谷村、国府村（字遊泉寺、鶴川、立明寺、埴田、古府、小野、河田、里川、上八里、下八里）を廃し、小松市に編入す

昭和39年4月1日 辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
昭和42年11月1日 川北村の一部と石川郡鶴来町の一部とを交換
昭和45年7月1日 辰口町の一部と寺井町の一部とを交換
昭和45年10月9日 石川郡松任町の一部を川北村に編入す

石 川 郡

大正9年6月1日 上金石町を金石町と改称す
大正13年7月1日 野々市村を町とす
大正14年4月1日 野村を廃し、金沢市に編入す
大正14年4月10日 弓取村を廃し、金沢市に編入す
昭和9年7月15日 比楽島村、福留村を廃し、その区域をもって石川村を置く
昭和10年12月16日 大野町、富樫村、米丸村、鞍月村、潟津村、粟ヶ崎村を廃し、金沢市に編入す
昭和11年4月1日 崎浦村、三馬村を廃し、金沢市に編入す
昭和18年10月1日 戸板村を廃し、金沢市に編入す
昭和18年12月1日 金石町、二塚村、大野村を廃し、金沢市に編入す
昭和24年6月1日 能美郡白峰村、尾口村、鳥越村を本郡に編入す
昭和26年4月1日 河内村から宇中島、字白山、字三宮、字八幡、字石切小原の区域を分離し、この区域をもって一ノ宮村を置く

昭和26年8月25日 旭村字相木の区域を、松任町に編入す
昭和29年7月1日 額村、安原村、内川村、犀川村、湯涌谷村を廃し、金沢市に編入す
昭和29年11月1日 美川町、蝶屋村、能美郡湊村を廃し、その区域をもって美川町を置く
昭和29年11月1日 鶴来町、林村、蔵山村、一ノ宮村、館畑村を廃し、その区域をもって鶴来町を置く
昭和29年11月3日 松任町、石川村、柏野村、笠間村、富奥村、一木村、出城村、御手洗村、旭村、

昭和30年4月1日
昭和31年1月1日
昭和31年9月30日

昭和32年1月1日
昭和32年4月10日
昭和37年11月10日
昭和42年11月1日
昭和43年4月1日
昭和44年3月1日
昭和45年10月9日
昭和45年10月10日
昭和51年1月27日
昭和52年6月1日

中奥村、林中村を廃し、その区域をもって松任町を置く
野々市町、富奥村を廃し、その区域をもって野々市町を置く
押野村を廃し、金沢市に編入す
郷村（字横江、番匠、垣内、専福寺、田中の一部）を廃し、松任町に編入す
郷村（字柳町、長池、二日市、徳田、田尻、堀内、蓮花寺、田中の一部）を廃し、野々市町に編入す
山島村を廃し、松任町に編入す
金沢市の御経塚町、野代町、押越町、押野町の一部を野々市町に編入す
鶴来町の一部と野々市町の一部とを交換
鶴来町の一部と能美郡川北村の一部とを交換
野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
野々市町の一部と金沢市の一部とを交換
松任町の一部を能美郡川北村に編入す
松任町を市とす
野々市町の一部と鶴来町の一部とを交換
鶴来町の一部と金沢市の一部とを交換

河 北 郡

明治40年8月10日

金津谷村、高松村を廃し、その区域をもって高松村を置く
川筋村、河崎村、木越村を廃し、その区域をもって川北村を置く
田近村、崎田村、花園村を廃し、その区域をもって花園村を置く
萩坂村、俱利伽羅村を廃し、その区域をもって俱利伽羅村を置く
笠井村、笠野村を廃し、その区域をもって笠谷村を置く
金浦村、湯谷村、医王山村を廃し、その区域をもって浅川村を置く
東英村、種谷村を廃し、その区域をもって英田村を置く
西英村、金津村を廃し、その区域をもって宇ノ気村を置く
直江谷村、小原谷村、薬師谷村を廃し、その区域をもって三谷村を置く
小金村、坂井村、中口村、金川村を廃し、その区域をもって小坂村を置く
高松村を町とす
小坂村を廃し、金沢市に編入す
七塚村を町とす
三谷村字釣部の区域を金沢市に編入す
宇ノ気村を町とす
川北村を廃し、金沢市に編入す
高松町から字横山、字上田名、字谷、字笠島、字余地の区域を分離し、この区域をもって金津村を置く

英田村字大熊の区域を笠谷村に編入す
津幡町、中条村、笠谷村、井上村、英田村を廃し、その区域をもって津幡町を置く
羽咋郡河合谷村を廃し、津幡町に編入す
大場村、八田村、花園村、三谷村、森本村を廃し、その区域をもって森本町を置く
高松町、羽咋郡南大海村を廃し、その区域をもって高松町を置く
俱利伽羅村を廃し、津幡町に編入す
浅川村を廃し、金沢市に編入す
金津村を廃し、宇ノ気町に編入す
内灘村を町とす
森本町を廃し、金沢市に編入す
高松町の一部と羽咋郡押水町の一部とを交換
高松町の一部と羽咋郡押水町の一部とを交換

羽 咋 郡

大正8年9月1日
昭和2年9月1日
昭和8年5月1日
昭和8年5月15日
昭和11年2月1日
昭和15年11月3日
昭和23年4月1日
昭和29年5月16日
昭和29年7月15日
昭和29年10月1日
昭和29年11月3日

昭和29年11月3日
昭和29年11月3日

昭和30年4月1日
昭和30年4月28日
昭和30年8月10日
昭和30年10月1日
昭和31年9月30日
昭和33年7月1日
昭和41年8月1日
昭和43年8月1日
昭和45年5月1日
昭和45年11月1日
昭和50年9月1日

明治26年2月17日
昭和9年6月1日
昭和9年10月1日
昭和14年7月20日

昭和14年11月3日
昭和17年1月1日
昭和23年4月1日
昭和29年3月31日
昭和29年3月31日

昭和29年3月31日

昭和29年3月31日
昭和30年1月1日
昭和30年2月1日
昭和31年9月30日

富来村を町とす
塵浜村を千里浜村と改称す
樋川村、志雄村、南志雄村、北志雄村、南邑知村を廃し、志雄村を置く
中邑知村、北邑知村、若部村を廃し、その区域をもって邑知村を置く
志雄村を町とす
東土田村、西土田村を廃し、その区域をもって土田村を置く
鉦打村を分離し鹿島郡へ編入す
河合谷村を廃し、河北郡津幡町に編入す
南大海村、河北郡高松町を廃し、その区域をもって河北郡高松町を置く
志賀浦村、堀松村、加茂村、土田村、上熊野村を廃し、その区域をもって志賀町を置く
富来町、福浦村、熊野村、稗造村、東増穂村、西増穂村、西海村、西浦村を廃し、その区域をもって富来町を置く
柏崎村、末森村、北荘村、中荘村、北大海村を廃し、その区域をもって押水町を置く
羽咋町、上甘田村、一ノ宮村、越路野村、富永村、粟ノ保村、千里浜村を廃し、その区域をもって羽咋町を置く
下甘田村を廃し、志賀町に編入す
高浜町、中甘田村を廃し、その区域をもって高浜町を置く
羽咋町字甘田の区域を、高浜町に編入す
押水町字敷浪の区域を、志雄町に編入す
羽咋町、邑知町、鹿島郡余喜村、鹿島路村を廃し、その区域をもって羽咋町を置く
羽咋町を市とす
志雄町の一部を羽咋市に編入す
押水町の一部と河北郡高松町の一部とを交換
押水町の一部と河北郡高松町の一部とを交換
高浜町、志賀町を廃し、その区域をもって志賀町を置く
羽咋市の一部を羽咋郡志賀町に編入

鹿 島 郡

滝尾村の内字久江、字久江原山分を割いて久江村を置く
端村、田鶴浜村、赤臈村を廃し、その区域をもって和倉町を置く
能登部村を町とす
七尾町、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村を廃し、その区域及び和倉町の内字和倉、奥原の区域をもって七尾市を置く。また、和倉町を田鶴浜町と改称す
鳥屋村を町とす
越路村を町とす
羽咋郡鉦打村を本郡の区域とす
北大呑村、崎山村、南大呑村、高階村を廃し、その区域を七尾市に編入す
西岸村、鉦打村、熊木村、中島村、豊川村、笠師保村を廃し、その区域をもって中島町を置く
田鶴浜町、金ヶ崎村を廃し、その区域及び相場村の内字西下、吉田、伊久留、七原の区域をもって田鶴浜町を置く
相場村字瀬戸、花見月を鳥屋町に編入す
越路町、滝尾村、久江村、御祖村を廃し、その区域をもって鹿島町を置く
東島村、中乃島村、西島村を廃し、その区域をもって能登島町を置く
能登部町、金丸村を廃し、その区域をもって鹿西町を置く

余喜村、鹿島路村を鹿島郡から分離し、羽咋郡羽咋町、邑知町との区域をもって羽咋町を置く
 昭和45年2月1日 鹿島郡田鶴浜町の一部を鳥屋町に編入す
 昭和47年5月1日 鹿西町の一部と羽咋市の一部とを交換

鳳 至 郡

明治36年8月10日 穴水村を町とす
 明治41年4月1日 穴水町、島崎村、東保村を廃し、その区域をもって穴水町を置く
 劔地村、仁岸村、阿岸村を廃し、その区域をもって劔地村を置く
 大屋村、鳳至谷村を廃し、その区域をもって大屋村を置く
 西町村、岸倉村、町野村を廃し、その区域をもって町野村を置く
 柳田村、上野村、岩井戸村を廃し、その区域をもって柳田村を置く
 山田村、鶴川村を廃し、その区域をもって鶴川村を置く
 昭和5年1月1日 櫛比村を門前町と改称す
 昭和8年7月1日 中居村、南北村を廃し、その区域をもって住吉村を置く
 昭和14年11月3日 鶴川村を町とす
 昭和15年12月20日 町野村を町とす
 昭和29年3月31日 門前町、黒島村、諸岡村、七浦村、浦上村、本郷村を廃し、その区域をもって門前町を置く
 昭和29年3月31日 穴水町、住吉村、兜村を廃し、その区域をもって穴水町を置く
 昭和29年3月31日 輪島町、西保村、大屋村、河原田村、鶴の巣村、南志見村、三井村を廃し、その区域をもって輪島市を置く
 昭和30年3月10日 諸橋村を廃し、穴水町に編入す
 昭和30年3月25日 小木町、宇出津町、三波町、神野村（字藤ノ瀬、宇加塚、鶴町、曾又）を廃し、その区域をもって能都町を置く
 昭和30年3月25日 神野村字中齋、神和住を柳田村に編入す
 昭和30年10月10日 能都町字小木、越坂、市ノ瀬、明野を珠洲郡松波町に編入す
 昭和31年9月30日 町野町を廃し輪島市に編入す
 劔地村を廃し門前町に編入す
 鶴川町を廃し能都町に編入す
 昭和48年2月20日 穴水町の一部と能都町の一部とを交換
 昭和48年9月1日 穴水町の一部と能都町の一部とを交換
 昭和50年11月22日 能都町の一部と柳田村の一部とを交換
 昭和52年5月1日 柳田村の一部と輪島市の一部とを交換
 昭和52年9月1日 能都町の一部と柳田村の一部とを交換

珠 洲 郡

明治40年10月15日 小木村、高倉村を廃し、その区域をもって小木村を置く
 宮崎村、木郎村、松波村を廃し、その区域をもって木郎村を置く
 月置村、大谷村、大崎村を廃し、その区域をもって西海村を置く
 明治41年8月15日 鶴島村、黒峰村、見付村を廃し、その区域をもって宝立村を置く
 東若山村、西若山村を廃し、その区域をもって若山村を置く
 鉢崎村、三崎村を廃し、その区域をもって三崎村を置く
 大正10年1月1日 小木村を町とす
 昭和15年8月15日 宝立村を町とす
 昭和16年11月3日 正院村を町とす
 昭和23年5月1日 木郎村を松波町と改称す
 昭和29年7月15日 飯田町、宝立町、正院町、上戸村、若山村、直村、三崎村、西海村、蛸島村を廃し、その区域をもって珠洲市を置く
 昭和30年10月10日 鳳至郡能都町字小木、越坂、市ノ瀬、明野を松波町に編入す
 昭和33年12月1日 松波町を内浦町と改称す

3 面積及び市町村数（昭和43～52年）

本表に掲げた面積は、毎年10月1日現在の面積である。

年次及び市郡別	面 積 (km ²)	市 町 村 数			
		総 数	市	町	村
昭 和 43 年	4,195.14	42	7	28	7
44	4,195.12	42	7	28	7
45	4,195.27	41	8	26	7
46	4,195.28	41	8	26	7
47	4,195.78	41	8	26	7
48	4,195.82	41	8	26	7
49	4,196.02	41	8	26	7
50	4,196.08	41	8	26	7
51	4,196.13	41	8	26	7
52	4,196.25	41	8	26	7
金 沢 市	459.31	1	1	-	-
七 尾 市	144.27	1	1	-	-
小 松 市	374.72	1	1	-	-
輪 島 市	271.21	1	1	-	-
珠 洲 市	247.36	1	1	-	-
加 賀 市	152.01	1	1	-	-
羽 咋 市	81.04	1	1	-	-
松 任 市	59.75	1	1	-	-
江 沼 郡	154.61	1	-	1	-
能 美 郡	98.30	4	-	3	1
石 川 郡	709.31	8	-	3	5
河 北 郡	182.73	5	-	5	-
羽 咋 郡	359.54	4	-	4	-
鹿 島 郡	265.08	6	-	6	-
鳳 至 郡	561.40	4	-	3	1
珠 洲 郡	53.97	1	-	1	-

注 河北潟（21.64km²）の面積は、水面境界未定のため金沢市、河北郡の面積のいずれにも含まれていないが、総数には含まれている。

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

4 湖 沼（昭和52.10.1現在）

本表には面積1平方キロメートル以上の湖沼を掲げた。

湖 沼	所 在 地	周囲延長 (km)	面 積 (km ²)	最水深 (m)	水 面 標 高 (m)
柴 山 潟	加賀市	3.8	1.76	3.03	0.65
木 場 潟	小松市	6.0	1.15	4.84	0.55
河 北 潟	金沢市、河北郡	27.3	21.64	2.42	0.50
北 潟 湖	加賀市	…	2.04	…	…

注 北潟湖は福井県の県境にあり、本県にその一部（0.01km²）が位置している。

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

5 島 しよ（昭和52.10.1現在）

島 しよ	所 属 地	位 置			周囲 (km)	面積 (km ²)	最 短 陸 地	
		測 地 点	経 度	緯 度			地 名	距離 (m)
能 登 島	鹿島郡	能登島町	東経	北緯	67.1	47.1	鹿島郡中島町長浦	365
		勝尾崎	137° 3' 28"	37° 3' 44"				
舩 倉 島	輪 島 市	舩倉島	東経	北緯	7.0	7.15	珠州市清水	42,920
		岩礁東端	136° 55' 50"	37° 51' 8"				

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

6 山

岳 (昭和52. 10. 1 現在)

本表は、県内における主な山岳を掲げたものである。

Table with 17 columns: 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m), 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m), 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m), 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m), 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m), 山 岳, 所 属 地, 海 拔 (m). Rows include 大倉山, 赤堂山, 月ヶ原山, etc.

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

7 河

川 (昭和52. 3. 31現在)

本表は、県内における主な河川を掲げたものである。なお、河川(湖沼を含む。)のうち1級河川は2水系(41河川)、流路延長は298,450m、二級河川は57水系(136河川、湖沼を含む。)で流路延長は772,919mである。

Table with 12 columns: 河 川, 水 源 地, 流 末 地, 流 域、地 名, 全 長 (km), 河 川, 水 源 地, 流 末 地, 流 域、地 名, 全 長 (km). Rows include 大聖寺川, 動橋川, 梯川, etc.

資料 石川県河川課調「河川及び海岸保全区域(建設省所管)一覧表」による。

8 民

有

地 (昭和52. 4. 1 現在)

本表は、地方税法第342条の規定により課税の対象となる土地である。よって国、公共団体の所有地、公有地、墳墓地、公共用道路、用悪水路、ため池、保安林、私立学校用地、寺院、神社の境内及び教会構内地等同法第348条の規定による非課税面積は含まれていない。(単位 平方メートル)

Table with 13 columns: 市 郡 別, 総 数, 田, 畑, 宅 地, 鉱 泉 地, 池 沼, 山 林, 牧 場, 原 野, 雑 種 地. Rows include 昭和52年, 金沢市, 七尾市, etc.

資料 石川県地方課調「昭和52年度土地に関する概要調書報告書」による。